

ふじみ野市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業（サービス・活動A）に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要領

令和7年4月1日部長決裁

（趣旨）

第1条 この要領は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2第1項第3号イ及びロ並びにふじみ野市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年ふじみ野市告示第40号。以下「実施要綱」という。）第5条第1項の規定に基づき、指定事業者により実施する省令第140条の63の6第2号に規定する基準に従う事業（以下「第1号事業」という。）の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費の算定について必要な事項を定めるものとする。

（費用の額の算定）

第2条 第1号事業に要する費用の額は、別表に定める単位数に次項の規定により定める1単位当たりの単価を乗じて得た額とする。

2 前項の規定による1単位当たりの単価は、次の各号に掲げるサービスの種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 訪問型サービス・活動A 10,70円

(2) 通所型サービス・活動A 10,45円

3 第1項の規定により算定した額に1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

（その他）

第3条 この要領に定めるもののほか、用語の定義及び費用の額の算定については、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省令告示第72号）の例による。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

訪問型サービス・活動A

区分	項目		単位数
I	a	基本	892／月
		サービス提供責任者資格加算	20／回
	b	基本	1,096／月
		サービス提供責任者資格加算	20／回
II	a	基本	1,781／月
		サービス提供責任者資格加算	20／回
	b	基本	2,189／月

		サービス提供責任者資格加算	20／回
Ⅲ	a		234／回
	b		287／回
	c		163／回
共通	初回加算		200／月
	生活機能向上連携加算Ⅰ		100／月
	生活機能向上連携加算Ⅱ		200／月
	口腔連携強化加算		50／回
	高齢者虐待防止未実施減算		－2／回
	業務継続計画未策定減算		－2／回
	同一建物減算1		－27／回
	同一建物減算2		－41／回
	同一建物減算3		－33／回
	介護職員等処遇改善相当加算Ⅰ		67／回
	介護職員等処遇改善相当加算Ⅱ		61／回
	介護職員等処遇改善相当加算Ⅲ		50／回
	介護職員等処遇改善相当加算Ⅳ		40／回

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) Ⅰ 介護予防サービス計画において1週当たりの標準的な回数を定めている場合であって、1週に1回程度のサービスが必要とされた者に対してサービスを行った場合
 - (2) Ⅱ 介護予防サービス計画において1週当たりの標準的な回数を定めている場合であって、1週に2回程度のサービスが必要とされた者に対してサービスを行った場合
 - (3) Ⅲ 介護予防サービス計画において1月当たりの回数を定めている場合であって、そのサービスが必要とされた者に対してサービスを行った場合
 - (4) a サービスの所要時間が20分以上45分未満の場合
 - (5) b サービスの所要時間が45分以上の場合
 - (6) c サービスの所要時間が20分未満の場合
- 2 有資格者（介護福祉士又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条により改正される前の法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。）である指定訪問型サービス・活動A事業所（ふじみ野市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定

める要綱（平成２９年ふじみ野市告示第１１７号。以下「基準要綱」という。）第５０条に規定する指定訪問型サービス・活動Ａ事業所をいう。）の訪問介護員等（基準要綱第５条第１項に規定する訪問介護員等をいう。）以外の者がサービスを行った場合に算定する単位数は、この表における次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た数（小数点第１位を四捨五入）とする。

- (1) Iの項及びIIの項中内容の欄が基本のもの １００分の７５
 - (2) 共通の部同一建物減算１の項 １００分の７７．８
 - (3) 共通の部同一建物減算２の項 １００分の７５．６
 - (4) 共通の部同一建物減算３の項 １００分の７５．８
 - (5) 共通の部介護職員等処遇改善相当加算Ⅰの項から介護職員等処遇改善相当加算Ⅲの項まで １００分の７６．５
 - (6) 共通の部介護職員等処遇改善相当加算Ⅳの項 １００分の７６
- ３ 単位数が月ごとのサービスにおいて１月に満たない期間がある場合の単位数の算定は、日割り計算によるものとする。この場合における１日当たりの単位数は、月ごとの単位数を３０．４で除して得た数（小数点第１位を四捨五入）とする。
- ４ サービス提供責任者資格加算については、１月につきⅠは４回、Ⅱは８回を限度として、所定単位数を算定する。
- ５ 高齢者虐待防止未実施減算及び業務継続計画未策定減算については、１月につきⅠは４回、Ⅱは９回、Ⅲは５回を限度として、所定単位数を算定する。
- ６ 共通の部同一建物減算１の項から介護職員等処遇改善相当加算Ⅳの項までについては、１月につきⅠは４回、Ⅱは９回、Ⅲは５回を限度として、所定単位数を算定する。

通所型サービス・活動Ａ

区分	項目	算定単位	内容	単位数
Ⅰ	a	月	基本	１，４７５／月
			人員配置加算Ⅰ	１００／月
			サービス提供体制強化加算Ⅰ	８８／月
			サービス提供体制強化加算Ⅱ	７２／月
			サービス提供体制強化加算Ⅲ	２４／月
		回数	基本	３４３／回
			人員配置加算Ⅲ	２５／回
			サービス提供体制強化加算Ⅰ	２２／回
			サービス提供体制強化加算Ⅱ	１８／回
			サービス提供体制強化加算Ⅲ	６／回

	b	月	基本	1 , 6 2 8 / 月
			人員配置加算Ⅰ	1 0 0 / 月
			サービス提供体制強化加算Ⅰ	8 8 / 月
			サービス提供体制強化加算Ⅱ	7 2 / 月
			サービス提供体制強化加算Ⅲ	2 4 / 月
		回数	基本	3 7 9 / 回
			人員配置加算Ⅲ	2 5 / 回
			サービス提供体制強化加算Ⅰ	2 2 / 回
			サービス提供体制強化加算Ⅱ	1 8 / 回
			サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 / 回
Ⅱ	a	月	基本	3 , 0 4 3 / 月
			人員配置加算Ⅱ	1 9 5 / 月
			サービス提供体制強化加算Ⅰ	1 7 6 / 月
			サービス提供体制強化加算Ⅱ	1 4 4 / 月
			サービス提供体制強化加算Ⅲ	4 8 / 月
		回数	基本	3 5 4 / 回
			人員配置加算Ⅲ	2 5 / 回
			サービス提供体制強化加算Ⅰ	2 2 / 回
			サービス提供体制強化加算Ⅱ	1 8 / 回
			サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 / 回
	b	月	基本	3 , 3 5 6 / 月
			人員配置加算Ⅱ	1 9 5 / 月
			サービス提供体制強化加算Ⅰ	1 7 6 / 月
			サービス提供体制強化加算Ⅱ	1 4 4 / 月
			サービス提供体制強化加算Ⅲ	4 8 / 月
		回数	基本	3 9 0 / 回
			人員配置加算Ⅲ	2 5 / 回
			サービス提供体制強化加算Ⅰ	2 2 / 回
			サービス提供体制強化加算Ⅱ	1 8 / 回
			サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 / 回
共通	高齢者虐待防止未実施減算			－ 4 / 回
	業務継続計画未策定減算			－ 4 / 回
	個別サービス計画加算			7 0 / 月
	若年性認知症利用者受入加算			2 4 0 / 月
	送迎減算			－ 4 7 / 片道
	生活機能向上グループ活動加算			1 0 0 / 月

	栄養アセスメント加算	50 / 月
	栄養改善加算	200 / 月
	口腔機能向上加算Ⅰ	150 / 月
	口腔機能向上加算Ⅱ	160 / 月
	一体的サービス提供加算	480 / 月
	生活機能向上連携加算Ⅰ	100 / 月
	生活機能向上連携加算Ⅱ	200 / 月
	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	20 / 回
	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	5 / 回
	科学的介護推進体制加算	40 / 月
	介護職員等処遇改善相当加算Ⅰ	39 / 回
	介護職員等処遇改善相当加算Ⅱ	38 / 回
	介護職員等処遇改善相当加算Ⅲ	34 / 回
	介護職員等処遇改善相当加算Ⅳ	27 / 回

備考

- この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - Ⅰ（区分の欄に限る。） 介護予防サービス計画において1週当たりの標準的な回数を定めている場合であって、1週に1回程度のサービスが必要とされた者に対してサービスを行った場合
 - Ⅱ（区分の欄に限る。） 介護予防サービス計画において1週当たりの標準的な回数を定めている場合であって、1週に2回程度のサービスが必要とされた者に対してサービスを行った場合
 - a サービスの所要時間が3時間以上5時間未満のもの
 - b サービスの所要時間が5時間以上のもの
- 単位数が月ごとのサービス（基本の項に限る。）において1月に満たない期間のサービスを行った場合の単位数の算定は日割り計算によるものとする。この場合における1日当たりの単位数は、月ごとの単位数を30.4で除して得た数（小数点第1位を四捨五入）とする。
- 高齢者虐待防止未実施減算及び業務継続計画未策定減算については、1月につきⅠは4回、Ⅱは9回を限度として、所定単位数を算定する。
- 送迎減算については、片道につきⅠは8回、Ⅱは18回を限度として、所定単位数を算定する。
- 個別サービス計画加算については、通所型サービス・活動A計画（基準要綱第86条第1項第2号に規定する通所型サービス・活動A計画をいう。以下同じ。）を作成し、次に掲げる要件の全てに適合している場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 基準要綱第79条に規定する通所型サービス・活動A事業所の管理者が通所型サービス・活動A計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所型サービス・活動A計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、介護予防サービス計画を作成している地域包括支援センター等に報告するとともに、当該通所型サービス・活動A計画に記載したサービスの提供が終了するまでに、少なくとも1回は、当該利用者の状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行っていること。
 - (2) 管理者がモニタリングの結果を記録し、当該記録を利用者に対する指定通所型サービス・活動Aの提供を介護予防サービス計画に位置付けた地域包括支援センター等に報告していること。
 - (3) 管理者がモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービス・活動A計画の変更を行っていること。
- 6 人員配置加算については、指定通所型サービス・活動A事業所に基準要綱第4章第2節に規定する基準に準じる従業者等を配置している場合は、所定単位数を加算する。ただし、回数により算定する場合は、月により算定する場合の単位を1月の上限とする。
- 7 共通の部介護職員等処遇改善相当加算Ⅰの項から介護職員等処遇改善相当加算Ⅳの項までについては、1月につきⅠは4回、Ⅱは9回を限度として、所定単位数を算定する。